

## 工場排水試験方法

### 正 誤 票

区分	位置	誤	正
本体	28.1.3 第2段落	試験操作などは、JIS K 0170-5 による。ただし、JIS K 0170-5 の 6.3.2 (4-アミノアンチピリン発色 FIA 法) は 28.1.1 の前処理 (蒸留法) 後の留出液に適用し、6.3.4 (くえん酸蒸留・4-アミノアンチピリン発色 CFA 法) の方法は除く。	試験操作などは、JIS K 0170-5 による。ただし、JIS K 0170-5 の 6.3.2 (4-アミノアンチピリン発色 FIA 法) は 28.1.1 の前処理 (蒸留法) 後の留出液に適用し、6.3.4 (くえん酸蒸留・4-アミノアンチピリン発色 CFA 法) 及び 6.3.5 (りん酸蒸留・4-アミノアンチピリン発色 CFA/FIA 法) の方法は除く。
	34. 第2段落	なお、蒸留操作は、1992 年に第 1 版として発行された ISO 10359-1、イオン電極法は、1994 年に第 1 版として発行された ISO 10359-2…との整合を図ったものである。	なお、蒸留操作は、1994 年に第 1 版として発行された ISO 10359-2、イオン電極法は、1992 年に第 1 版として発行された ISO 10359-1…との整合を図ったものである。
	38.1.1.2 c) 3)	蒸留フラスコ 1 000 mL に 2) と同量の試料をとり…入れる。	蒸留フラスコ 1 000 mL に 1) と同量の試料をとり…入れる。
	38.4	38.1 (ただし、備考 10. は除く。) の前処理で得られた…する。	38.1 (ただし、備考 11. は除く。) の前処理で得られた…する。
	38.4 備考 14.	38.1 (ただし、備考 10. は除く。) の前処理で得られた…する。	38.1 (ただし、備考 11. は除く。) の前処理で得られた…する。
	38.5 第2段落	試験操作などは、JIS K 0170-9 (シアン化物) による。ただし、7.3.5 [蒸留 (pH3.8) -4-ピリジンカルボン酸・ジメチルバルビツール酸発色 CFA 法] 及び 7.3.6 [ガス拡散 (pH3.8) -4-ピリジンカルボン酸・ジメチルバルビツール酸発色 CFA 法] の方法は除く。	試験操作などは、JIS K 0170-9 の 6.3.2 (4-ピリジンカルボン酸・ピラゾロン発色 FIA 法)、6.3.4 (4-ピリジンカルボン酸・ピラゾロン発色 CFA 法)、7.3.2 (4-ピリジンカルボン酸・ピラゾロン発色 FIA 法) 又は 7.3.4 (4-ピリジンカルボン酸・ピラゾロン発色 CFA 法) による。
	45.6	試料中の窒素化合物の酸化分解、その結果生じる硝酸イオンの定量を 45.2 又は 45.3 と同様な…する。	試料中の窒素化合物の酸化分解、その結果生じる硝酸イオンの定量を 45.2 又は 45.4 と同様な…する。
	46.1.1 c) 1.1)	試料の適量 ( $\text{PO}_4^{3-}$ として 2.5~75 $\mu\text{g}$ を含む。) をメスシリンダー (有栓形) 25 mL にとる。	試料の適量 ( $\text{PO}_4^{3-}$ として 2.5~75 $\mu\text{g}$ を含む。) をメスシリンダー (有栓形) 25 mL にとり、水を標線まで加える。
	47. 備考 5. 2)	この溶液について c) 1) の操作を行ってほう素 [249.773 (I) nm] 及びイットリウム [464.370 (I) nm] の発光強度を測定し…求める(*)。	この溶液について c) 1) の操作を行ってほう素 [249.773 (I) nm] 及びイットリウム [371.029 (II) nm] の発光強度を測定し…求める(*)。
	47. 備考 5. 注(*)	表 52.1 の注参照。I は中性線を示す。	表 52.1 の注参照。I は中性線、II はイオン線を示す。ほう素の場合、内標準線として適切な中性線がないため、イオン線を用いる。
	48.2 b) 1)	測定対象元素用の光源を備え、かつ、バックグラウンド補正が可能なもの。	測定対象元素用の光源を備えたもの。

区分	位置	誤	正
本体	65.2.7 備考 15.	分離カラムの性能として、クロム (VI) 及び 2,6-ピリジンジカルボン酸クロム (III) の分離度 ( $R$ ) が 1.3 以上に分離できるものを用いる。分離度 ( $R$ ) は、35. の備考 7.の式によって求める。分離カラムの性能は、定期的に確認するとよい。	分離カラムの性能として、クロム (VI) 及び 2,6-ピリジンジカルボン酸クロム (III) の分離度 ( $R$ ) が 1.3 以上に分離できるものを用いる。分離度 ( $R$ ) は、35. の備考 7.の式によって求める。分離カラムの性能は、定期的に確認するとよい。  溶離液の例としては、2,6-ピリジンジカルボン酸を含む中性の水溶液、例えば、a) 11) の 2,6-ピリジンジカルボン酸溶液 100 mL によう化ナトリウム 1.5 g を加えて溶かした後、水を加えて 1 000 mL としたものが挙げられる。

令和元年 12 月 15 日作成